

かわらばん

一般社団法人 岩手県産業廃棄物協会

TEL019-625-2201 FAX019-624-1920

URL : <http://www.iwatesanpai.or.jp>



総会を開催します

平成25年度の総会を次のとおり開催することになりました。今回は一般社団法人として初めての総会になります。皆様のお力で一層盛り上げていただきたいと存じます。

日時 平成25年5月17日(金) 15:00 から

場所 ホテルメトロポリタン盛岡本館

総会終了後懇親会を開催しますので申込み願います。



化学物質のばく露防止対策

大阪の印刷工場に従事した労働者が高い率で胆管がんを発症したとする問題で、厚生労働省から通知が出されました。

印刷機や金属類の洗浄や払拭の業務などに1, 2-ジクロロプロパンを使用している場合は、高濃度のばく露によって胆管がんを発症することが医学的に推定されたとのことです。

このため、特定化学物質障害予防規則等で規制することとされましたが、法令改正前であっても、予防的観点から、1, 2-ジクロロプロパンの使用をできるだけ控えることが適当であること。また、ジクロロメタンについても同様な危険があるため、改めて有機溶剤中毒予防規則等を守るよう注意喚起するものです。

対応策としては、

- ・洗浄や払拭の業務には可能な限り1, 2-ジクロロプロパンを含む洗浄剤を使用しないこと。
- ・やむを得ず使用する場合には、空気中の濃度が10ppmを超える場合は、作業方法の改善等を行い、これを下回るようにすること。などです。



知事へ要望

4月25日(木)に門脇会長が、知事に対し要望書を提出しました。内容は、「いわてクリーンセンター焼却事業の継続をお願いします。」というものです。

いわてクリーンセンターの焼却施設は、老朽化により施設の維持管理経費が大きくなり、休止(廃止)の方向で検討されているとのことで、そうなれば内陸南部をはじめとする県内の産業全体に大きな打撃を与えることになると考えられます。

現状では、いわてクリーンセンターで行ってきた焼却事業をいきなり民間事業者が引き受けることは難しいため、引き続き公共関与による焼却事業の継続についてお願いしたものです。

この要望に対し、県の風早正毅環境生活部長からは、「老朽化は避けられず継続は難しいが、今後も皆様と相談していきたい。」とのことでした。



県境不法投棄大臣同意

産廃特措法に基づく岩手・青森県境不法投棄事案など9件の特定支障除去等事業実施計画に対して、環境大臣が3月26日付けで同意しました。

県境では約 10 年もの間原状回復が進められてきましたが、廃棄物等の推計量が増加したことや撤去完了後も現場内に汚染地下水の残留等が見込まれ、実施計画の期限であった平成 24 年度までに事業を完了することが困難となっていて対策の延長が必要でした。

香川県や三重県など全国には大変な事例がまだ沢山残っていて、環境大臣の追加同意が続いています。



新法人の事業体系

一般社団法人としての当協会の事業体系は次に示すようなものになります。これまでと大きく変わるところはありませんが、と の事業が公益目的支出の対象となる事業で、 ~ は協会の会員のための事業です。とは言ってもすべてが多分に公益性の高い事業であることは間違いありません。今後とも社会貢献を優先した事業展開を進めることとしています。

一般社団法人岩手県産業廃棄物協会の事業体系

- 地球温暖化対策事業（イアクション 21 などの率先取組）
- 優良事業者育成事業（産廃業者の格付け、保証金）
- 適正処理推進事業（産廃関係各種研修会等の開催）
- 受託事業（セミナーの開催など県からの受託事業）
- 組織強化事業（会員向けの研修会、各種情報提供）



循環基本計画案

第 3 次循環型社会形成推進基本計画案が示されました。循環資源の高度利用と資源確保、安全・安心の確保などの課題を解決するため、循環の「量」に加え「質」に着目した取組みに力を入れるとしています。

- リサイクルより 2R (リデュース、リユース) を優先
- 有用金属の回収、水平リサイクル等の推進
- 有害物質の適正な管理・処理

- 大震災を踏まえた災害時の廃棄物処理対応の強化
- 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- 低炭素社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

計画目標の 2020 年度における目標として資源生産性を 2000 年度比 85 パーセント増の 1 トン当たり 46 万円、循環利用率を同 7 ポイント増の 17 パーセント、最終処分量を 70 パーセント減の 1700 万トンとしています。



忘れていませんか？安全運転管理者の選任届け

安全運転管理者等の選任とは・・・

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者（副安全運転管理者）を選任しなければなりません。（道路運送法の規定による自動車運送事業者、及び、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業者は、除外となります。）

規定の台数とは・・・

乗車定員 11 人以上の自動車 1 台以上、または、その他の自動車 5 台以上。

20 台以上使用する場合には、安全運転管理者の業務を補助するため、副安全運転管理者の選任が必要です。（20 台につき、1 人）

選任・解任届出、届出事項変更の手続き

各届出は 15 日以内に、使用の本拠地を管轄する公安委員会（窓口は各警察署）に届出しなければなりません。

規定台数以上になった新規選任届出、規定台数以下になった解任届出のほかに、転勤・退職等により安全運転管理者等が交替になった場合も届出が必要です。

また、届出している事業所所在地、名称が変更した時も届出が必要になります。

平成 25 年度安全運転管理者等講習については（一社）岩手県自家用自動車協会本部・支部へお問い合わせください。



事務局便り

【会員の方へお願い】

会員事項に変更があった場合は、「変更届」の提出をお願いします。様式は、協会ホームページ（会員の方へ）からダウンロードできます。

編集後記

これから新緑がまぶしい季節になります。明るい春を味わいたいと思います。皆様にタイムリーな情報を提供できるように頑張ります。